

SU18629 実践力PowerUp講座 刑法

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
165	7の内容	別紙1に差し替え		19/1

6 昏酔強盗罪（239）

昏酔強盗罪は、人を昏酔させてその財物を盗取することにより成立する。

- ① 「昏酔させる」とは、意識作用に一時的または継続的に障害を生じさせ、財物についての事実的な支配が困難な状態に至らせることをいう。
- ② 昏酔の方法には制限はない（睡眠薬、泥酔させる、催眠術を施す等）。
ただし、**暴行**によって人を昏倒（気を失わせる）させた場合は、単なる**強盗罪**（236）となる。[56-24-5]
- ③ 強盗犯人自ら被害者を昏酔させることが必要である。すでに被害者が昏酔状態にあることを利用して財物を奪う行為は、単なる窃盗罪となる。

7 強盗・強制性交等及び同致死罪（241）

(1) 強盗・強制性交等罪

強盗・強制性交等罪は、強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときに成立する（241 I）。



ワンポイント解説

強盗行為と強制性交等の行為の双方を行うことの悪質性・重大性に着目し、同じ機会にされた強盗行為と強制性交等の行為の先後関係を問わず、重い法定刑を科している。

- 強制性交等の犯人が強制性交等の行為後に強盗の意図を生じて財物を強取した場合、強盗・強制性交等罪が成立する。

(2) 強盗・強制性交等致死罪

強盗・強制性交等致死罪は、第241条第1項の罪に当たる行為により、人を死亡させたときに成立する（241 III）。

→殺意がある場合をも含む趣旨であると解されている。

■関連知識■

- 強盗犯人が強制性交等の行為をし、よって人を傷害した場合、**強盗・強制性交等罪**が成立する。
∴ 傷害の結果は、**強盗・強制性交等罪**の法定刑の中に予定されている。